

歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会 開催要綱

1. 趣旨

超高齢社会を迎える中で、患者に対して質の高い歯科医療を提供するためには、義歯等の歯科補てつ物が適切に提供される体制を構築することが重要であり、歯科医師と歯科技工士のより密接な連携が求められる。

また、近年、歯科技工技術の高度化やデジタル化、就業歯科技工士数の減少など、歯科技工士を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況を踏まえ、デジタル技術を活用した歯科技工や、チェアサイドでの歯科技工など、歯科技工士の業務の在り方や必要な教育等に関して具体的な検討を行うため、歯科技工士の業務の在り方に関する検討会を開催する。

2. 検討事項

検討会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 歯科技工士の業務に関すること。
- (2) (1)に関連する教育内容に関すること。
- (3) その他、歯科技工士に関すること。

3. 構成員

検討会の構成員は、別紙のとおりとする。

4. 運営等

- (1) 検討会は、医政局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会においては、必要に応じ、専門委員の出席を求めることができる。
- (3) 検討会においては、必要に応じ、(1)の構成員以外の学識経験者、実務経験者等の出席を求めることができる。
- (4) 検討会には座長及び座長代理を置く。座長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- (5) 検討会の庶務は、医政局歯科保健課が行う。
- (6) 会議は、原則公開とする。ただし、会議を公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人又は団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合、自由闊達な意見交換に支障があると判断される場合など、必要があると座長が認めた場合は、会議を非公開とすることができる。会議を非公開にする場合でも、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開する。
- (7) 会議資料及び議事録については、後日ウェブサイトにおいて公開する。ただし、議事内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (8) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し、必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

歯科技工士の業務のあり方に関する検討会 構成員名簿

氏名	所属
あかがわ やすまさ 赤川 安正	昭和大学客員教授
おうぎ てるのり 扇 照幾	OAK Dental Studio
おおしま かつお 大島 克郎	全国歯科技工士教育協議会 会長
おぼた まこと 小畑 真	弁護士法人小畑法律事務所代表弁護士
おまつ もとき 尾松 素樹	公益社団法人日本歯科医師会
くが まこと 陸 誠	株式会社コアデンタルラボ横浜代表取締役社長
すぎおか のりあき 杉岡 範明	公益社団法人日本歯科技工士会会長
ば ば かずよし 馬場 一美	公益社団法人日本補綴歯科学会 理事長
ふるはた こうじ 古畑 公治	(株)デントライン インターナショナル
みしろ さとし 三代 知史	公益社団法人日本歯科医師会
やなぎさわ ともひと 柳澤 智仁	東京都多摩立川保健所 歯科保健担当課長

専門委員

氏名	所属
のぎき かずのり 野崎 一徳	大阪大学歯学部附属病院 医療情報室 室長
まつい てつや 松井 哲也	(株)ハーテック・デンタルサービス
やました しげこ 山下 茂子	(株)Dental Digital Operation